

「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」等について（概要）

令和 8 年 2 月
出入国在留管理庁
厚生労働省人材開発統括官

1 改正の趣旨

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 60 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「法」という。）の規定に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和 7 年法務省・厚生労働省令第 4 号）について所要の規定の整備等を行うもの。

2 改正の概要

(1) 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の一部改正

ア 手数料に関する規定の整備

最近の物価の状況、手続に要する実費等を考慮して、育成就労計画の認定申請、監理支援機関の許可申請及び監理支援機関の許可の有効期間の更新申請等に係る手数料の額を定める。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第二条第二号及び第三号ロの主務省令で定める分野を定める省令

育成就労産業分野及び労働者派遣等育成就労産業分野を定める省令を定める。

(3) 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野を定める件

特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることなどする特定の分野を定める告示を定める。

(4) 監理支援機関及び監理型育成就労実施者等が労働条件等の明示、求人等に関する情報の的確な表示、監理型育成就労実施者等及び監理型育成就労外国人等の個人情報等の取扱い等に関して適切に対処するための指針

法第 27 条第 2 項の規定により適用する職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 5 条の 3 から第 5 条の 5 まで及び第 33 条の 5 に定める事項等に関し、監理支援機関及び監理型育成就労実施者等が適切に対処するために必要な事項として、下記の事項を定めるほか、法第 43 条の規定により監理支援機関が講ずべき措置に関する必要

な事項、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の遵守等について定める告示を定める。

ア 労働条件等の明示

- ・ 監理支援機関による労働条件等の明示
- ・ 監理型育成就労実施者等による労働条件等の変更等に係る明示

イ 求人等に関する情報の的確な表示

- ・ 提供する求人等に関する情報の内容
- ・ 誤解を生じさせる表示の禁止
- ・ 求人等に関する情報を正確かつ最新の内容に保つための措置

ウ 監理支援機関の責務等

- ・ 監理支援機関における求人の申込みの受理に関する事項
- ・ 監理型育成就労外国人等の能力に適合する職業の紹介の推進
- ・ 監理型育成就労外国人等又は監理型育成就労実施者等からの苦情の適切な処理
- ・ 監理支援事業に係る適正な許可の取得
- ・ 適正な宣伝広告等に関する事項

エ 監理型育成就労実施者等及び監理型育成就労外国人等の個人情報の取扱い

- ・ 個人情報の収集、保管及び使用
- ・ 個人情報の適正な管理
- ・ 個人情報の保護に関する法律の遵守等

3 今後の予定

公布日：令和8年3月下旬

施行日：改正法の施行の日（令和9年4月1日）